



平成 29 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ー ト ネ イ チ ャ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 五 十 嵐 祥 剛
(東証第一部・コード7823)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 本 多 敏 男
電 話 03-3379-3228

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 11 月 30 日(木)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 134,400 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 744 円
(4) 処 分 総 額	99,993,600 円
(5) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	該当事項はありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定した信託を「本信託」といいます。）の導入を決議いたしました。（本制度の概要につきましては平成 24 年 5 月 11 日付の「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい）

本自己株式処分の目的及び理由は、今後も従業員に対し継続的に株式を交付するためであり、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本制度の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき当社の従業員に給付すると見込まれる株式数の約3年分に相当するものであり、平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 34,393,200 株に対し 0.39%（小数点第3位を四捨五入、平成 29 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 334,184 個に対する割合 0.40%）となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。また、本自己株式処分は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

以上のことから、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

【信託契約の概要】

株式給付信託 (J-ESOP) 契約の内容	
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託
信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	株式給付規程に基づき株式給付等の権利を取得した者
信託管理人	当社内の従業員より選定 本信託は、信託管理人からの指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使します。信託管理人は従業員からの意見を集約し指図を行います。
信託契約日	平成 24 年 6 月 1 日
信託の期間	平成 24 年 6 月 1 日から信託が終了する日まで（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。）
制度開始日	平成 24 年 6 月 1 日

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成 29 年 10 月 14 日から平成 29 年 11 月 13 日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である 744 円（円未満切捨）といたしました。

当社は、当該制度に係る自己株式処分を過去二度実施しておりますが、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であるとの考えの下、当該制度導入時より取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準として採用しております。

当社は平成 29 年 10 月 30 日に「平成 30 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」で平成 30 年 3 月期第 2 四半期の連結業績を公表しており、それ以降当社の株価は、発表前日の終値 717 円から 11 月 8 日には最高値となる 816 円まで上昇し、今回の処分価額とは 9.68% の乖離が生じております。

しかしながら、処分価額の決定において可能な限り恣意性を避けるという考えから、当社は本自己株式処分においても、従来どおり取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を処分価額とすることといたしました。また、前日の終値と比較しても、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

なお、処分価額 744 円については、取締役会決議日の直前営業日の終値 803 円に対して 92.65% 乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 ヶ月間の終値平均 721 円（円未満切捨）に対して 103.19% 乗じた額であり、あるいは同直近 6 ヶ月間の終値平均 724 円（円未満切捨）に対して 102.76% 乗じた額となっており、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上